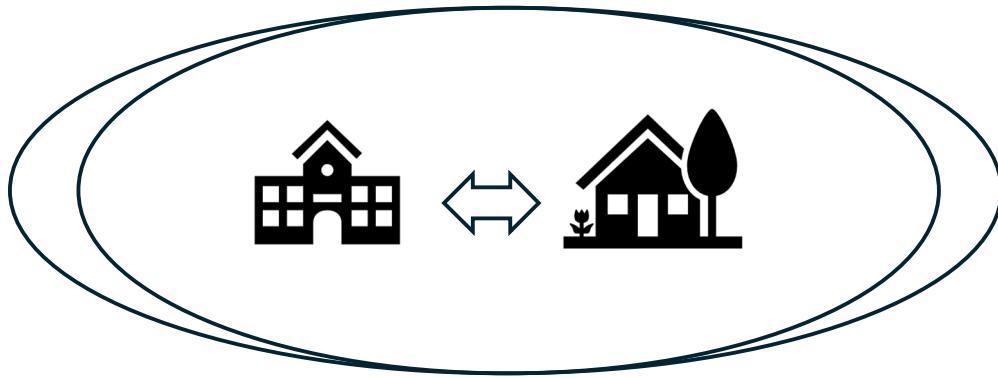


国立大学法人 東京学芸大学附属学校園

保護者の皆様へ

附属学校園と家庭等とのより良い関係づくりに関する ガイドラインを策定しました

東京学芸大学では、令和8年6月に「附属学校園と家庭等とのより良い関係づくりに関するガイドライン」を策定しました。本ガイドラインにおいては、学校園が家庭等とより良好な関係づくりを進めるための対応方針や日頃からの取組の留意点等について示しています。



基本的な考え方

- (1) **子供の最善の利益**
全ての対応は、幼児・児童・生徒の安全・安心及び健全な成長を最優先として行う。
- (2) **相互理解と協働**
学校園と保護者等は、幼児・児童・生徒の成長を支える重要なパートナーである。互いの立場を尊重し、誠実な対話を通じて信頼関係を構築する。
- (3) **教職員の人格と教育環境の尊重**
教職員に対する威圧的言動、人格否定、過度な要求等については、学校園として組織的かつ毅然として対応する。

附属学校園・家庭等は、子供を支える大切なパートナーです

学校と家庭等が互いに尊重し、協力し合うことで、子供たちの健やかな成長と学びを実現していきます。

どんなことでも、気軽にご相談ください

学習や成績、人間関係、不登校、進路・進学、学校生活への要望、特別支援など、様々な相談に附属学校園は誠実に対応します。

教職員との連絡・面談等に当たってのお願い

- 多くの事案が対話によって解決されている一方で、一部の保護者等による社会通念を超える言動等が見られることもあります。
- そのようなケースに対応するため、附属学校園として組織的に対応するためのルールを定めました。
- 保護者等の皆様には、以下に記載の事項について御一読いただき、御理解・御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

- ① 学校園への連絡は、原則として、教職員の勤務時間内に、簡潔にお願いします。
- ② 面談等は、教職員と保護者等の双方であらかじめ調整した日時を行うことを原則とします。平日の放課後に、30分を目安とします。(状況に応じ60分程度まで)。
- ③ 複数の教職員で対応することを基本とし、相談内容等については学校園内で組織として共有し、対応します。また、録音をさせていただくこともあります。
- ④ 御意見・御要望をいただいても、学校園として対応できないことや、対応を他の専門機関等に任せる方が望ましいことがあることを御理解ください。
- ⑤ 長時間にわたる電話や同じ内容での頻繁な連絡等については、対応をお断りすることがあります。
- ⑥ 不当・違法な行為等が認められた場合等は、直ちに面談等を中止し、学校園から退去していただくことや、警察に連絡することがあります。

以下のような、社会通念上相当な範囲を超える対応の強要や合理性を欠く不当・過剰な要求はなさないよう、御協力をお願いします。

社会通念上相当な範囲を超える対応の強要

- ・ 教育活動（授業内容、宿題の量、座席等）の細部に対する過剰な干渉や要求
- ・ 声を荒らげ、執拗に責め立て、高圧的に自らの要求を主張
- ・ 業務に支障が生じるような長時間の居座りや電話
- ・ 何度も電話やメールをして要求を繰り返す、家庭訪問を何度も要求
- ・ 多項目に及ぶ質問に対する書面回答の要求
- ・ 学校園内の様子を許可なく撮影 など

合理性を欠く不当・過剰な要求

- ・ 土下座をするよう要求
- ・ 威圧的な謝罪の要求
- ・ 評定の変更や内申点に関する不当な要求
- ・ 担任変更や人事に関する過度な申出
- ・ 公平性を著しく欠いた、特別扱いの要求 など

参考「東京都教育委員会 学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン」

附属学校園は、家庭等との信頼関係を基盤として教育活動を行っています。本ガイドラインは、対立を目的とするものではなく、相互尊重のもと、幼児、児童、生徒にとって安全で安心できる教育環境を維持するためのものです。

今後も家庭等との建設的な対話を大切にしながら、より良い学校園づくりを進めてまいります。

本ガイドラインが、各校園における家庭等とのより良好な関係づくりに向けてより良い指針となるよう、取組状況等を適宜確認し、必要な見直しを図ってまいります。